

東海市生活支援体制整備等協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第2項第5号に規定する自立した日常生活の支援に係る体制の整備を推進し、定期的な情報の共有・連携を強化するため、生活支援体制整備等協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 本協議会は、孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）第15条第1項に規定する孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び強化をするため、孤独・孤立対策地域協議会の機能を兼ねる。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 生活支援体制の整備に係る既存資源、需要及び課題の共有に関すること。
- (2) 自立した日常生活に係る合意形成、協働による生活支援その他の資源開発及び取組の促進に関すること。
- (3) 孤独・孤立対策に係る予防、関係機関等の合意形成に関すること。
- (4) その他生活支援体制の整備に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会福祉に関係する団体を代表する者
- (3) 地域福祉に関係する団体を代表する者
- (4) 孤独・孤立関係団体を代表する者
- (5) 児童福祉に見識を有する者
- (6) 商工業者で組織する団体を代表する者
- (7) 生活支援コーディネーター
- (8) コミュニティソーシャルワーカー
- (9) 就労的活動支援コーディネーター
- (10) 市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定により委嘱し、又は任命する日から同日の属する年度の翌年度の末日までとする。

2 任期の途中で委員の交代があった場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、協議会の議長となる。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、協議会への出席、意見若しくは説明又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市民福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。